

平成26年3月

伊那市議会定例会議案料
関係資料

平成26年3月3日

平成26年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第2号関係資料	下殿島公民館敷地位置図	1
議案第4号関係資料	伊那市水道事業の自己資金の額の減少について	2
議案第5号関係資料	上伊那広域連合規約新旧対照表	3
議案第6号関係資料	伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表	5
議案第7号関係資料(1)	伊那市職員の育児休業等に関する条例改正概要	6
議案第7号関係資料(2)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表	7
議案第8号関係資料	伊那市特別会計条例新旧対照表	11
議案第9号関係資料(1)	伊那市税条例等改正概要	12
議案第9号関係資料(2)	伊那市税条例新旧対照表	13
議案第9号関係資料(3)	伊那市都市計画税条例新旧対照表	27
議案第9号関係資料(4)	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表(第3条による改正)	31
議案第9号関係資料(5)	伊那市国民健康保険税条例新旧対照表(第4条による改正)	40
議案第10号関係資料(1)	伊那市住民基本台帳カード利用条例新旧対照表	43
議案第10号関係資料(2)	伊那市手数料徴収条例新旧対照表	44
議案第10号関係資料(3)	伊那市印鑑条例新旧対照表	46
議案第12号関係資料	伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表	47
議案第13号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表	48
議案第14号関係資料	伊那市小規模多機能施設条例新旧対照表	49
議案第15号関係資料	伊那市高齢者専用住宅条例新旧対照表	52
議案第16号関係資料	高遠ダム湖観光施設位置図	54

議案第17号関係資料

伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表.....55

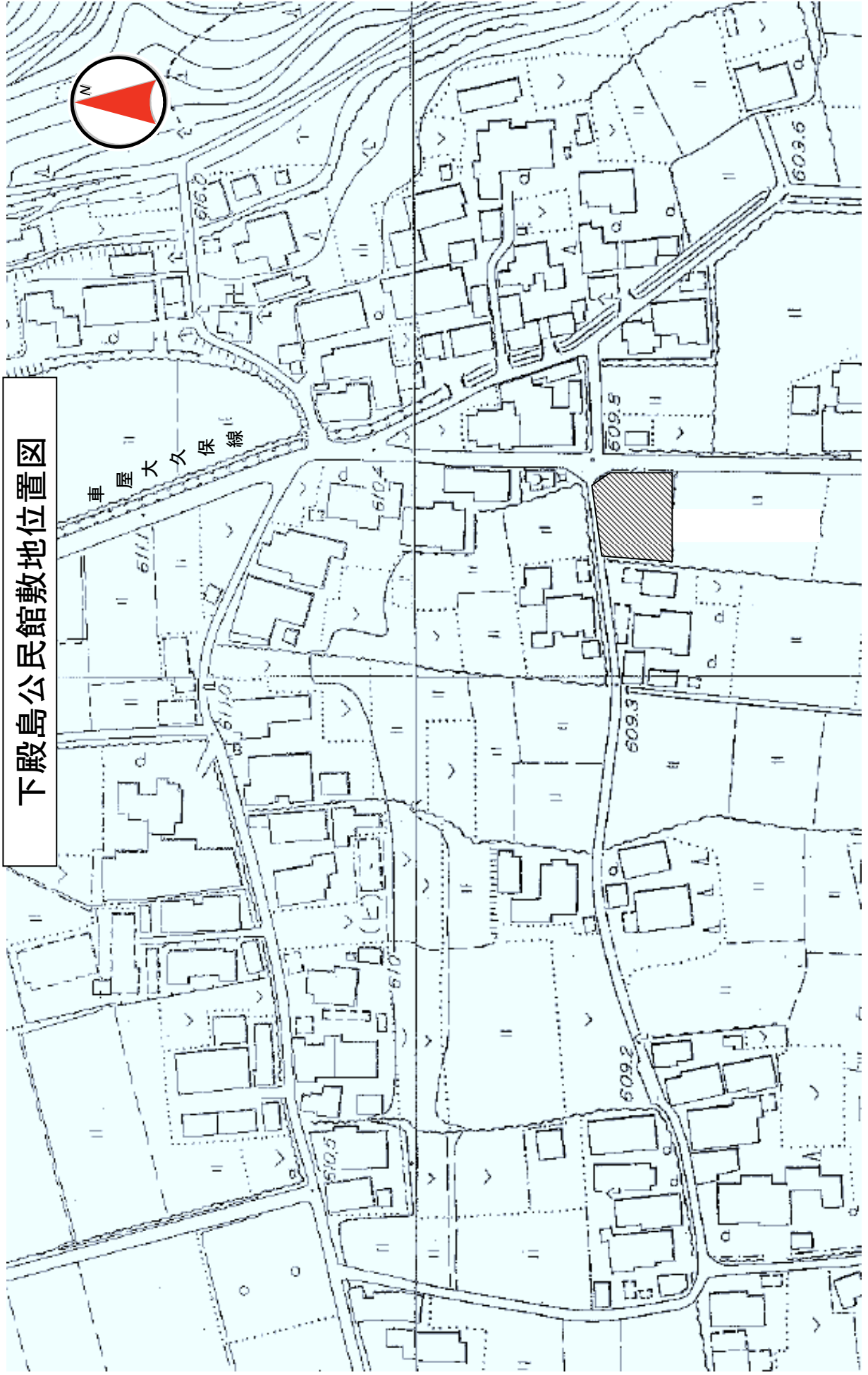
議案第18号関係資料

伊那市体育施設条例新旧対照表.....57

議案第20号関係資料

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例新旧対照表.....60

議案第2号関係資料



議案第4号関係資料

伊那市水道事業の自己資本金の減少について

①平成18年3月31日（旧伊那市水道事業と旧高遠町水道事業の合併時）

【旧伊那市水道事業】

負債	資本
	資本剰余金
	利益剰余金
資産	

【新伊那市水道事業】

負債	資本
	資本金 (引継資本金)
資産	

※ 資産－負債（借入資本金を含む。）＝資本（引継資本金）とする。

【旧高遠町水道事業】

負債	資本
	資本剰余金
	利益剰余金
資産	

③平成26年度当初

負債	資本
	資本金
	資本剰余金

長期前受金
(繰延収益)
に振替

負債	資本
	長期前受金
	資本金

平成26年度決算
から減価償却に
応じ順次収益化

②平成25年度末までに必要な振替

【現在】

負債	資本
	資本金 (引継資本金)
資産	

合併前に資本剰余金に区分されていた額を振替

【平成25年度末までに】

負債	資本
	資本金
	資本剰余金
資産	

◎自己資本金から資本剰余金に振り替える額

(単位：円)

項目	平成24年度末現在 高	合併前を含めた本 来の現在高	資本金から資本剰余 金に振り替える額
資本金	16,229,171,683	8,291,367,468	△7,937,804,215
自己資本金	9,557,921,551	1,620,117,336	△7,937,804,215
借入資本金	6,671,250,132	6,671,250,132	0
資本剰余金	1,435,799,059	9,373,603,274	7,937,804,215
受贈財産評価額	61,393,858	322,250,502	260,856,644
寄附金	0	578,133	578,133
工事負担金	1,089,698,554	7,890,202,520	6,800,503,966
国庫補助金	40,000,000	41,949,000	1,949,000
加入金	176,880,847	799,128,565	622,247,718
その他資本剰余金	67,825,800	319,494,554	251,668,754
資本金、資本剰余金の計	17,664,970,742	17,664,970,742	0

議案第5号関係資料

上伊那広域連合規約新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																								
<p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 (11)～(14) 略 (15) 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 (16)～(17) 略</p>	<p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務 (11)～(14) 略 (15) 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 (16)～(17) 略</p>																								
<p>(広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1)～(8) 略 (9) 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (10)～(12) 略 (13) 老人ホーム入所判定委員会に関すること。 (14)～(16) 略</p>	<p>(広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1)～(8) 略 (9) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。 (10)～(12) 略 (13) 養護老人ホーム入所判定委員会に関すること。 (14)～(16) 略</p>																								
<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理事務等</th> <th>経費負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10～13 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15～17 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処理事務等	経費負担割合	1～8 略		9 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	略	10～13 略		14 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	略	15～17 略		<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理事務等</th> <th>経費負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>10～13 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>15～17 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	処理事務等	経費負担割合	1～8 略		9 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	略	10～13 略		14 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	略	15～17 略	
処理事務等	経費負担割合																								
1～8 略																									
9 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	略																								
10～13 略																									
14 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	略																								
15～17 略																									
処理事務等	経費負担割合																								
1～8 略																									
9 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	略																								
10～13 略																									
14 養護老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	略																								
15～17 略																									

旧	新
備考 1～5 略	備考 1～5 略

議案第6号関係資料

伊那市長谷有線テレビジョン放送施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(延滞金)</u> 第11条 市長は、加入者が使用料を納期限までに納付しないときは、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の規定により督促し、督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</p>	<p><u>(督促)</u> 第11条 市長は、加入者が使用料を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p>

議案第7号関係資料(1)

伊那市職員の育児休業等に関する条例改正概要

改正概要

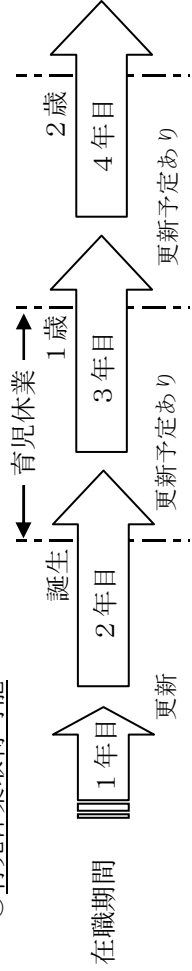
1 改正の背景

- (1) 民間企業等の育児休業等状況
 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）により、日々雇用を除くパート職員等の取得が可能となつてい
 る。
- (2) 地方公務員について
 上記の状況を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）により、一定の非常勤職員の育児休業等の取得が可能と
 された。（国家公務員も同様）

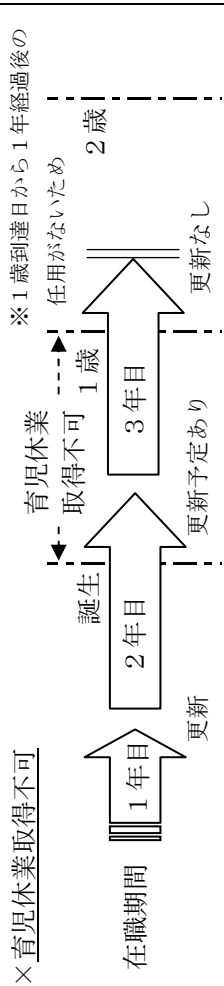
2 主な改正内容

- (1) 育児休業をすることができない職員を定める。（以下のいずれも満たす職員以外は取得できない） <第2条関係>
 ア 在職期間が1年以上である非常勤職員
 イ 子が1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれる非常勤職員
 ウ 勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員
 (1歳到達日から更に1年経過するまでに任期終了かつ更新なしの者を除く)
 (2) 部分休業をすることができない職員を定める。（以下のいずれも満たす職員以外は取得できない） <(新)第10条関係>
 ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員
 (3) 休業取得可能期間等
 ア 育児休業 <(新)第2条の2関係>
 (ア) 子が1歳に達する日まで【原則】
 (イ) 子が1歳2か月に達する日まで【特例①】（父母がともに育児休業を取得する場合）
 (ウ) 子が1歳6か月に達する日まで【特例②】（保育園入園待ちなどの場合）
 イ 部分休業 <(新)第11条及び法第19条第1項関係>
 勤務時間の始め又は終わりに合わせて30分単位で、最長2時間（子が3歳に達するまで）

(例) ○ 育児休業取得可能



× 育児休業取得不可



議案第7号関係資料(2)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に定める職員とする。 (1)～(2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に定める職員とする。 (1)～(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 （イ） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。） （ウ） 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員 イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p>
	<p>（法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の2 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （1）次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</p>

旧

新

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「法定育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該法定育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定により、市長の定める基準に従い、任命権者が定める非常勤職員の休暇（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合）については、勤務時間条例第13条の規定により市長が規則で定める休暇）のうち職員の出産に係るものにより勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）については、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該子が1歳6か月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員

旧	新
	<p>がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする法定育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合には、当該末日とされた日）において法定育児休業をしている場合</p> <p>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合</p>
<p>(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間として条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 略</p>	<p>(法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 略</p>
<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</p> <p>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</p>
	<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第10条 法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）とする。</p> <p>(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</p>

旧	新
<p>(部分休業の承認) <u>第10条</u> 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（市長が定める職員にあつては市長が定める時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。</u></p>	<p>(部分休業の承認) <u>第11条</u> 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>勤務時間条第4条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> <u>2 市長が定める職員に対する部分休業の承認については、市長が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p>
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い) <u>第11条</u> 略</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い) <u>第12条</u> 略</p>
<p>(部分休業の承認の取消事由) <u>第12条</u> 略</p>	<p>(部分休業の承認の取消事由) <u>第13条</u> 略</p>
<p>(委任) <u>第13条</u> 略</p>	<p>(委任) <u>第14条</u> 略</p>

議案第8号関係資料

伊那市特別会計条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。 (1) 国民健康保険直営診療所 <u>(2) 介護サービス事業</u> <u>(3) 市営駐車場事業</u> <u>(4) 簡易水道事業</u></p>	<p>(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。 (1) 国民健康保険直営診療所 <u>(2) 市営駐車場事業</u> <u>(3) 簡易水道事業</u></p>

議案第9号関係資料(1)

伊那市税条例等改正概要

改正事項	関係条項	施行期日
1 市民税関係 (1) 公的年金からの特別徴収制度の見直し(第1条による改正) ア 公的年金から徴収する仮特別徴収税額を、その年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とするもの イ 賦課期日後に転出するなど、特別徴収を停止していた場合において、一定の要件のもとで特別徴収を継続するもの (2) 金融所得課税の一体化等(第1条による改正) ア 現在非課税である公社債等の譲渡益について、申告分離課税制度を導入し、株式等譲渡所得割を課税するもの イ 申告分離課税制度の導入に合わせ、上場株式等の配当等及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算範囲を、公社債等の利子等及び譲渡損益にまで拡大するもの	伊那市税条例 第47条の2、第47条の5 伊那市税条例 附則第7条の4、第16条の3、第19条～第19条の6、第19条の8～第19条の10	平成28年10月1日 平成29年1月1日
2 軽自動車税関係 商品であって使用しない軽自動車等に対する課税免除の規定の削除(第1条による改正) 登録をしていない軽自動車については、商品であるかどうかを問わず軽自動車税を課税していないため、不要な規定を削除とするもの	伊那市税条例 第81条	公布の日
3 国民健康保険税関係 金融所得課税の一体化等(第4条による改正) (1) 現在非課税である公社債等の譲渡益について、申告分離課税制度を導入し、所得割を課税するもの (2) 申告分離課税制度の導入に合わせ、上場株式等の配当等及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算範囲を、公社債等の利子等及び譲渡損益にまで拡大するもの	伊那市国民健康保険税条例 附則第3項、第6項～第15項	平成29年1月1日
4 その他 (1) 伊那市行政手続条例の適用除外規定の改正(第1条による改正) 税に関する処分については伊那市行政手続条例の適用を受けていないが、国税通則法の改正に伴い、市税に関する処分を行う際の理由の付記等について同条例を適用するよう改正するもの (2) 伊那市都市計画税条例の制定附則の全部改正(第2条による改正) 国県の参考例に合わせて制定附則を条立てから項立てに変更し、順序等を改正するもの (3) 伊那市国民健康保険税条例の本則及び制定附則中の条項の順序等の改正(第3条による改正) 国県の参考例に合わせて順序等を改正するもの (4) 条文中の字句の整備(第1条による改正)	伊那市税条例 第4条 伊那市都市計画税条例 附則第1項～第15項 伊那市国民健康保険税条例 第13条、第21条～第24条の2、第27条、第28条、附則第1項～第19項 伊那市税条例 第31条、第94条、第98条、第137条	平成26年4月1日 公布の日 公布の日 公布の日

議案第9号関係資料(2)

伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(伊那市行政手続条例の適用除外) 第4条 伊那市行政手続条例(平成18年伊那市条例第20号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定に基づく処分その他公権力の行使に当たたる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>(伊那市行政手続条例の適用除外) 第4条 伊那市行政手続条例(平成18年伊那市条例第20号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則等の規定に基づく処分その他公権力の行使に当たたる行為については、同条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)<u>の</u>規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>
<p>(均等割の税率) 第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、<u>3,000</u>円とする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(均等割の税率) 第31条 第23条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、<u>年額3,000円</u>とする。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場<u>合</u>においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場<u>合</u>においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p>

旧	新
<p>(2) 略 (3) 略 2 略</p>	<p>(1) 略 (2) 略 2 略</p>
<p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に於ける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において特別徴収対象年金の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間に於ける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において特別徴収対象年金の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に於いて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2～3 略</p>
<p>(軽自動車税の課税免除) 第81条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>第81条 削除</p>
<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの重量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 略 3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの重量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>4 略</p>

旧	新
<p>(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 略 2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続) 第98条 略 2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>(特別土地保有税の税額) 第137条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号又は第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合は第131条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格)に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額</p>	<p>(特別土地保有税の税額) 第137条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第135条の税率を乗じて得た額から当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合は第131条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格)に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第19条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の5第2項(法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定にかかわらず、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第19条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>(上場株式会社等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式会社等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式会社等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式会社等の配当等の支払を受けるべき年度の翌年の4月1日の属する年度の市民税について当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式会社等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式会社等に係る課税配当所得の金額(上場株式会社等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式会社等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受</p>	<p>(上場株式会社等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式会社等の配当等(以下この項において「上場株式会社等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式会社等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式会社等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式会社等に係る配当所得等の金額」という。))に対し、上場株式会社等に係る課税配当所得等の金額(上場株式会社等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式会社等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定のうち租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式会社等の配当等(以下この項において「特定上場株式会社等の配当等」という。))に係る配当所</p>

けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを

得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の

旧

除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

新

3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 略

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額

旧

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

新

（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

第19条の3 削除

旧	新
<p>る。</p> <p>2 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u></p>	
<p>（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）</p> <p>第19条の4 <u>市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。</u></p>	<p>第19条の4 <u>削除</u></p>
<p>（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）</p> <p>第19条の4の2 <u>市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u></p> <p>2 <u>市民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する</u></p>	<p>第19条の4の2 <u>削除</u></p>

旧

場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

新

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第19条の5 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）に限り、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出し

第19条の5 削除

旧

た場合（市長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額（以下）とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、附則第19条第1項中「計算した金額（「とあるのは、「計算した金額（附則第19条の5第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によつて同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の5第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第2項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の5第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の5第6項において準用する前条第5項」とする。

新

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第19条の6 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その

第19条の6 削除

旧

提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第19条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の6第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法の第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第5項において準用する前条第5項」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第19条の8 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定

新

第19条の8 削除

旧

による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。」とする。

3 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の8第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の8第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の8第3項において準用する前条第5項」とする。

新

旧	新
<p>(<u>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</u>)</p> <p>第19条の9 略 2～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 略 6 略</p>	<p>(<u>条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例</u>)</p> <p>第19条の9 略 2～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の9第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 略 6 略</p>
<p>(<u>保険料に係る個人の市民税の課税の特例</u>)</p> <p>第19条の10 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第19条の10 削除</p>

議案第9号関係資料(3)

伊那市都市計画税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成18年3月31日から施行する。</p> <p><u>(適用区分)</u></p> <p>第1条の2 この条例は、この附則において特別の定めがあるもののほか、平成17年度分の都市計画税から適用する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第1条の3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊那市都市計画税条例（昭和49年伊那市条例第2号。以下「合併前の条例」という。）の規定により課した都市計画税及び課すべき都市計画税については、なお合併前の条例の例による。</p> <p>2 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 当分の間、第2条中都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域とは、合併前の条例の適用を受けた用途地域を指すものとする。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>第2条 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第3条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く）</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>3 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く）</p>

く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第4条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 附則第3条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第3条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

第7条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る

く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

5 附則第3項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第3項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平

旧

平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第9条 附則第3条及び第5条の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3条及び第6条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4条、第6条及び第7条の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6条から前条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前条の「農地」とは法附則第17条第1号に、前条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

（読替規定）

新

平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

8. 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

9. 附則第3項及び第5項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第3項及び第6項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第4項、第6項及び第7項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第6項から附則第8項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第8項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

旧

第10条 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画法に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画法の特例)
 第11条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画法については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

新

- 10 法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画法に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
 (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画法の特例)
 11 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画法については、法附則第25条の3の規定を適用しない。
 (適用区分)
 12 この条例は、この附則において特別の定めがあるもののほか、平成17年度分の都市計画法から適用する。
 (経過措置)
 13 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の伊那市都市計画法条例(昭和49年伊那市条例第2号。以下「合併前の条例」という。)の規定により課した都市計画法及び課すべき都市計画法については、なお合併前の条例の例による。
 14 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
 15 当分の間、第2条中都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域とは、合併前の条例の適用を受けた用途地域を指すものとする。

議案第9号関係資料(4)

伊那市国民健康保険税条例新旧対照表 (第3条による改正)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額 (第21条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。) を課する。</p> <p>2～8 略</p>	<p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)</p> <p>第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額 (第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。) を課する。</p> <p>2～8 略</p>
	<p>第21条 <u>削除</u></p>
	<p>第22条 <u>削除</u></p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。) である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とある</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。) である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とある</p>

旧	新
<p>のは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）とする。</p> <p><u>(国民健康保険税の減免)</u></p> <p>第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。</p> <p>(1) 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準じると認められる者</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する者</p> <p>ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者</p> <p>イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者</p> <p>(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。</p> <p>(イ) 船員保険法の規定による被保険者</p> <p>(ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員</p> <p>(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>(3) 災害その他特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに国民健康保険税減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が削減した場台においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>のは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）とする。</p>

旧	新
<p>(国民健康保険税に関する申告) 第23条 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第23条の2 略</p> <p><u>(納期限の延長)</u> 第24条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税義務者の申請によって3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。</p>	<p>(国民健康保険税に関する申告) 第24条 略</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第24条の2 略</p>
<p><u>(納期限の延長)</u> 第24条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認める場合においては、当該納税義務者の申請によって3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。</p>	<p><u>(国民健康保険税の減免)</u> 第27条 市長は、次の各号のいずれかにかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。 (1) 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準じると認められる者 (2) 次のいずれにも該当する者 ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者 イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかにかに該当する者 (当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。 (イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)に基づく共済組合の組合員 (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者 (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、そ</p>

旧	新
	<p>の手帳に健康保険印紙を貼り付けなければならないに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。</p> <p>(3) 災害その他特別の事情がある者</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに国民健康保険税減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
	<p>(納期限の延長)</p> <p>第28条 市長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要があると認めるときは、当該納税義務者の申請によって3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 この条例の規定は、この附則において特別の定めがあるもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する納期に係る国民健康保険税について適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 施行日の前日までに、合併前の伊那市国民健康保険税条例（昭和29年伊那市条例第53号）、高遠町国民健康保険税条例（昭和34年高遠町条例第16号）又は長谷村国民健康保険税条例（昭和37年長谷村条例第11号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定に基づいて課した、又は課すべきであった平成17年度分までの国民健康保険税については、なお合併前の条例の例による。</p> <p>4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行</p>	<p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、平成18年3月31日から施行し、この附則において特別の定めがあるもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する納期に係る国民健康保険税について適用する。</p>

為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5. 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

6. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

7. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

2. 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。

3. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

4. 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第

旧

4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「租税特別措置法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

新

4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第3項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

旧

新

<p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第9項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 略</p> <p>15 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法</p>	<p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第11項の規定の適用を受ける場合における附則第6項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 略</p> <p>12 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法</p>
--	---

旧

律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

17 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

18 略

新

律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

15 略

(経過措置)

16 施行日の前日までに、合併前の伊那市国民健康保険税条例（昭和29年伊那市条例

旧

新

第53号)、高遠町国民健康保険税条例(昭和34年高遠町条例第16号)又は長谷村国民健康保険税条例(昭和37年長谷村条例第11号)(以下これを「合併前の条例」という。)の規定に基づいて課した、又は課すべきであった平成17年度分までの国民健康保険税については、なお合併前の条例の例による。

17 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成18年度から平成22年度までの国民健康保険税の特例)

18 略

19 略

(平成18年度から平成22年度までの国民健康保険税の特例)

19 略

20 略

議案第9号関係資料(5)

伊那市国民健康保険税新旧対照表 (第4条による改正)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 (上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合は第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 (株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合は第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>3 (上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合は第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合は第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合は第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>

旧

14 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る配当所得を有する場合は、第3条、第6条、第8条及び第23条の2第2項の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

15 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

16 (経過措置)

17 略

18 略

19 (平成18年度から平成22年度までの国民健康保険税の特例)

略

新

11 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合は、第3条、第6条、第8条及び第23条の2第2項の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)

第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

12 (経過措置)

13 略

14 略

15 (平成18年度から平成22年度までの国民健康保険税の特例)

略

議案第10号関係資料(1)

伊那市住民基本台帳カード利用条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(利用目的)</p> <p>第2条 法第30条の44第8項の規定により、次に掲げるサービスを市民に提供するた め、住民基本台帳カードを利用する。</p> <p>(1) 証明書自動交付機(上伊那広域連合又は同広域連合を組織する市町村が設置し た証明書交付用の端末機をいう。)を利用した住民票の写し、戸籍に関する証明 書(上伊那広域連合を組織する市町村の区域に本籍を有する者に係る証明書に限 る。)、<u>印鑑登録証明書及び市税に関する証明書の交付並びに多機能端末機(財 団法人地方自治情報センターと契約した民間事業者が設置した証明書交付機能を 有する端末機をいう。)</u>を利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(利用目的)</p> <p>第2条 法第30条の44第12項の規定により、次に掲げるサービスを市民に提供するた め、住民基本台帳カードを利用する。</p> <p>(1) <u>多機能端末機(地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基 づく機構と契約した民間事業者が設置した証明書交付機能を有する端末機をい う。)</u>を利用した住民票の写し及び<u>印鑑登録証明書の交付</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>

議案第10号関係資料(2)

伊那市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
<p>(手数料の種類及び額) 第2条 手数料の種類及び額は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。</p>	<p>(手数料の種類及び額) 第2条 手数料の種類及び額は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</p>												
<p>別表第1 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料 手数料を徴収する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務 住民票の写し</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 略</p>	手数料を徴収する事務	手数料の額	3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務 住民票の写し	1 通につき 300円	略	略	<p>別表第1 (第2条関係) 法令に基づく事務に係る手数料 手数料を徴収する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務 住民票の写し</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1～3 略</p>	手数料を徴収する事務	手数料の額	3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務 住民票の写し	1 通につき 300円	略	略
手数料を徴収する事務	手数料の額												
3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務 住民票の写し	1 通につき 300円												
略	略												
手数料を徴収する事務	手数料の額												
3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく事務 住民票の写し	1 通につき 300円												
略	略												
<p>別表第3 (第2条関係) その他の事務に係る手数料 手数料を徴収する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の規定に基づく事務 印鑑登録証明書 の交付</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額	7 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の規定に基づく事務 印鑑登録証明書 の交付	1 通につき 300円	略	略	<p>別表第3 (第2条関係) その他の事務に係る手数料 手数料を徴収する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の規定に基づく事務 印鑑登録証明書 の交付</td> <td>1 通につき 300円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の額	7 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の規定に基づく事務 印鑑登録証明書 の交付	1 通につき 300円	略	略
手数料を徴収する事務	手数料の額												
7 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の規定に基づく事務 印鑑登録証明書 の交付	1 通につき 300円												
略	略												
手数料を徴収する事務	手数料の額												
7 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の規定に基づく事務 印鑑登録証明書 の交付	1 通につき 300円												
略	略												

旧	新				
略 備考 1～5 略	略 備考 1～5 略				
別表第4（第2条関係） 犬、猫その他の小動物の死体処理に係る手数料 <table border="1" data-bbox="494 1142 574 2128"> <thead> <tr> <th data-bbox="502 1848 534 2128">区分</th> <th data-bbox="502 1142 534 1848">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="534 1848 566 2128">自ら搬入する場合</td> <td data-bbox="534 1142 566 1848">一般家庭 1匹につき 800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	自ら搬入する場合	一般家庭 1匹につき 800円	
区分	手数料				
自ら搬入する場合	一般家庭 1匹につき 800円				

議案第10号関係資料(3)

伊那市印鑑条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(印鑑登録証明書の申請) 第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、伊那市住民基本台帳カード利用条例(平成18年伊那市条例第59号)第2条第1号に規定する証明書自動交付機及び多機能端末機を利用して印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>印鑑登録証(多機能端末機を利用する場合においては住民基本台帳カードによる印鑑登録証に限る。)</u>を使用して自ら暗証番号(印鑑登録証の不正な使用を防止するため暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。)等を入力することにより申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請) 第16条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、伊那市住民基本台帳カード利用条例(平成18年伊那市条例第59号)第2条第1号に規定する多機能端末機を利用して印鑑登録の証明を受けようとする者は、<u>印鑑登録証(住民基本台帳カードによる印鑑登録証に限る。)</u>を使用して自ら暗証番号(印鑑登録証の不正な使用を防止するため暗証として入力される4桁のアラビア数字をいう。)等を入力することにより申請することができる。</p>

議案第12号関係資料

伊那市老人福祉センター等条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																									
<p>別表第3 (第15条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 伊那市高遠町高齢者生きがいセンター</p> <p>(1) 第7条第1号に掲げる者が使用する場合 <u>無料</u></p> <p>(2) 前号以外の場合 次の表のとおり</p> <p>ア 施設利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>半日 (4時間以内)</th> <th>1日 (8時間以内)</th> <th>夜間 (午後5時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1室につき</td> <td></td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 陶芸窯使用の場合は、電気料等の実費を徴収することができる。</p> <p>イ 暖房利用料金 (表 略)</p>	種別	区分	半日 (4時間以内)	1日 (8時間以内)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	1室につき		600円	1,200円	800円	<p>別表第3 (第15条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 伊那市高遠町高齢者生きがいセンター</p> <p>(1) 第7条第1号に掲げる者が使用する場合 <u>次のとおり</u></p> <p>ア 施設利用料金</p> <p>(ア) 全室 <u>無料</u></p> <p>(イ) 陶芸窯 (1回につき) <u>3,000円</u></p> <p>イ 暖房利用料金 <u>無料</u></p> <p>(2) 前号以外の場合 次の表のとおり</p> <p>ア 施設利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>半日 (4時間以内)</th> <th>1日 (8時間以内)</th> <th>夜間 (午後5時から午後10時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1室につき</td> <td></td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>陶芸窯 (1回につき)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 暖房利用料金 (表 略)</p>	種別	区分	半日 (4時間以内)	1日 (8時間以内)	夜間 (午後5時から午後10時まで)	1室につき		600円	1,200円	800円	陶芸窯 (1回につき)				<u>3,000円</u>
種別	区分	半日 (4時間以内)	1日 (8時間以内)	夜間 (午後5時から午後10時まで)																						
1室につき		600円	1,200円	800円																						
種別	区分	半日 (4時間以内)	1日 (8時間以内)	夜間 (午後5時から午後10時まで)																						
1室につき		600円	1,200円	800円																						
陶芸窯 (1回につき)				<u>3,000円</u>																						

議案第13号関係資料

伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新																									
<p>(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>北和田いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県7765番地7</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略		北和田いきいき交流施設	伊那市富県7765番地7	<p>(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>北和田いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県7765番地7</td> </tr> <tr> <td>羽広大沢いきいき交流施設</td> <td>伊那市西箕輪2904番地1</td> </tr> <tr> <td>上溝原いきいき交流施設</td> <td>伊那市西箕輪3900番地308</td> </tr> <tr> <td>奈良尾いきいき交流施設</td> <td>伊那市富県2646番地6</td> </tr> <tr> <td>榛原いきいき交流施設</td> <td>伊那市東春近9204番地</td> </tr> <tr> <td>台殿いきいき交流施設</td> <td>伊那市高遠町藤沢85番地1</td> </tr> <tr> <td>花畑いきいき交流施設</td> <td>伊那市高遠町東高遠2222番地2</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	略		北和田いきいき交流施設	伊那市富県7765番地7	羽広大沢いきいき交流施設	伊那市西箕輪2904番地1	上溝原いきいき交流施設	伊那市西箕輪3900番地308	奈良尾いきいき交流施設	伊那市富県2646番地6	榛原いきいき交流施設	伊那市東春近9204番地	台殿いきいき交流施設	伊那市高遠町藤沢85番地1	花畑いきいき交流施設	伊那市高遠町東高遠2222番地2
名称	位置																										
略																											
北和田いきいき交流施設	伊那市富県7765番地7																										
名称	位置																										
略																											
北和田いきいき交流施設	伊那市富県7765番地7																										
羽広大沢いきいき交流施設	伊那市西箕輪2904番地1																										
上溝原いきいき交流施設	伊那市西箕輪3900番地308																										
奈良尾いきいき交流施設	伊那市富県2646番地6																										
榛原いきいき交流施設	伊那市東春近9204番地																										
台殿いきいき交流施設	伊那市高遠町藤沢85番地1																										
花畑いきいき交流施設	伊那市高遠町東高遠2222番地2																										

議案第14号関係資料

伊那市小規模多機能施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>伊那市小規模多機能施設条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 身障者、高齢者等の在宅支援並びに福祉の向上及び増進を図るため、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、<u>小規模多機能施設</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>小規模多機能施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>小規模多機能施設</u> やすらぎの家</p> <p>位置 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>小規模多機能施設</u>の管理は、<u>地方自治法</u>第244条の2第3項の規定により、<u>指定管理者</u>（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者</u>は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>小規模多機能施設</u>の使用の許可、使用の停止等に関する業務</p> <p>(2) <u>小規模多機能施設</u>の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>小規模多機能施設</u>の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務</p>	<p>伊那市短期入所施設条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 身障者、高齢者等の在宅支援並びに福祉の向上及び増進を図るため、<u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、<u>短期入所施設</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>短期入所施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>短期入所施設</u> やすらぎの家</p> <p>位置 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>短期入所施設</u>の管理は、<u>地方自治法</u>第244条の2第3項の規定により、<u>指定管理者</u>（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 <u>指定管理者</u>は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>短期入所施設</u>の使用の許可、使用の停止等に関する業務</p> <p>(2) <u>短期入所施設</u>の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>短期入所施設</u>の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務</p>

旧	新
<p>(休業日)</p> <p>第5条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て<u>小規模多機能施設</u>に休業日を設けることができる。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第5条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て<u>短期入所施設</u>に休業日を設けることができる。</p>
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第6条 <u>小規模多機能施設</u>を使用できる者は、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者等で、次条の規定による使用の許可を受けたものとする。</p>	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第6条 <u>短期入所施設</u>を使用できる者は、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者等で、次条の規定による使用の許可を受けたものとする。</p>
<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 <u>小規模多機能施設</u>を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第7条 <u>短期入所施設</u>を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小規模多機能施設</u>の使用を継続し難い重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込まれない者</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>短期入所施設</u>の使用を継続し難い重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込まれない者</p> <p>(3)～(6) 略</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 第7条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>小規模多機能施設</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 第7条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、<u>短期入所施設</u>の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p>

旧	新												
<p>(使用許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。この場合、使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。 (1)～(2) 略 (3) 小規模多機能施設の管理上必要とする指示に従わないとき。 (4)～(5) 略</p>	<p>(使用許可の取消し等) 第11条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。この場合、使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。 (1)～(2) 略 (3) 短期入所施設の管理上必要とする指示に従わないとき。 (4)～(5) 略</p>												
<p>別表（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="644 1142 868 2128"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 1635 683 2128">区分</th> <th data-bbox="644 1142 683 1635">利用料金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="683 1635 826 2128"> 法第18条に規定する保険給付を受けて使用する者（以下「介護保険利用者」という。） </td> <td data-bbox="683 1142 826 1635">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="826 1142 868 2128">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金等	法第18条に規定する保険給付を受けて使用する者（以下「介護保険利用者」という。）	略	略		<p>別表（第9条関係）</p> <table border="1" data-bbox="644 107 868 1097"> <thead> <tr> <th data-bbox="644 604 683 1097">区分</th> <th data-bbox="644 107 683 604">利用料金等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="683 604 826 1097"> 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付を受けて使用する者（以下「介護保険利用者」という。） </td> <td data-bbox="683 107 826 604">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="826 107 868 1097">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金等	介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付を受けて使用する者（以下「介護保険利用者」という。）	略	略	
区分	利用料金等												
法第18条に規定する保険給付を受けて使用する者（以下「介護保険利用者」という。）	略												
略													
区分	利用料金等												
介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付を受けて使用する者（以下「介護保険利用者」という。）	略												
略													

議案第15号関係資料

伊那市高齢者専用住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p>	<p>(指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>専用住宅の入居の許可、入居の停止等に関する業務</u> (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p>
<p>(入居の対象者) 第5条 専用住宅に入居できる者は、市内に1年以上住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略 (2) 前号に掲げる者のほか、<u>市長</u>が特に入居を必要と認める者</p>	<p>(入居の対象者) 第5条 専用住宅に入居できる者は、市内に1年以上住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 略 (2) 前号に掲げる者のほか、<u>指定管理者</u>が特に入居を必要と認める者</p>
<p>(入居の申請及び許可) 第6条 専用住宅に入居しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申請し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(入居の申請及び許可) 第6条 専用住宅に入居しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>に申請し、許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可をしないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、第1項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p>(入居の手続) 第7条 前条の入居の許可を受けた者(以下「入居者」という。)は、許可の決定の日から10日以内に、入居者と同等以上の収入を有する者で、<u>市長</u>が適当と認める連帯保証人及び身元引受人の連署する誓約書並びに規則で定める添付書類を提出する。</p>	<p>(入居の手続) 第7条 前条の入居の許可を受けた者(以下「入居者」という。)は、許可の決定の日から10日以内に、入居者と同等以上の収入を有する者で、<u>指定管理者</u>が適当と認める連帯保証人及び身元引受人の連署する誓約書並びに規則で定める添付書類を提出する。</p>

旧

新

<p>出しなければならない。この場合において、連帯保証人と身元引受人は、兼ねることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者がやむを得ない事情により、入居の手続を第1項に規定する期間内にすることができないときは、<u>市長</u>が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。</p>	<p>類を提出しなければならない。この場合において、連帯保証人と身元引受人は、兼ねることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者がやむを得ない事情により、入居の手続を第1項に規定する期間内にすることができないときは、<u>指定管理者</u>が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。</p>
<p>(入居許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消し、明渡しを請求することができる。この場合において、入居者に損害が生じることがあっても、<u>市長</u>は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(入居許可の取消し等)</p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消し、明渡しを請求することができる。この場合において、入居者に損害が生じることがあっても、<u>指定管理者</u>は、その責めを負わない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 略</p>
<p>(収入の申告)</p> <p>第11条 入居者は、毎年度、<u>市長</u>に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 入居者は、前項の認定に対し、<u>市長</u>の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、<u>市長</u>は、意見の内容を審査し、当該意見に認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p>	<p>(収入の申告)</p> <p>第11条 入居者は、毎年度、<u>指定管理者</u>に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 入居者は、前項の認定に対し、<u>指定管理者</u>の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、<u>指定管理者</u>は、意見の内容を審査し、当該意見に認めるときは、当該認定を更正するものとする。</p>
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第12条 <u>指定管理者</u>は、特に必要と認めるときは、<u>市長</u>の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>

高遠ダム湖観光施設位置図



公衆トイレ

池・アヤマ園

湖畔広場

B&G専用棧橋

岩石園

水飲み場

棧橋

遊歩道

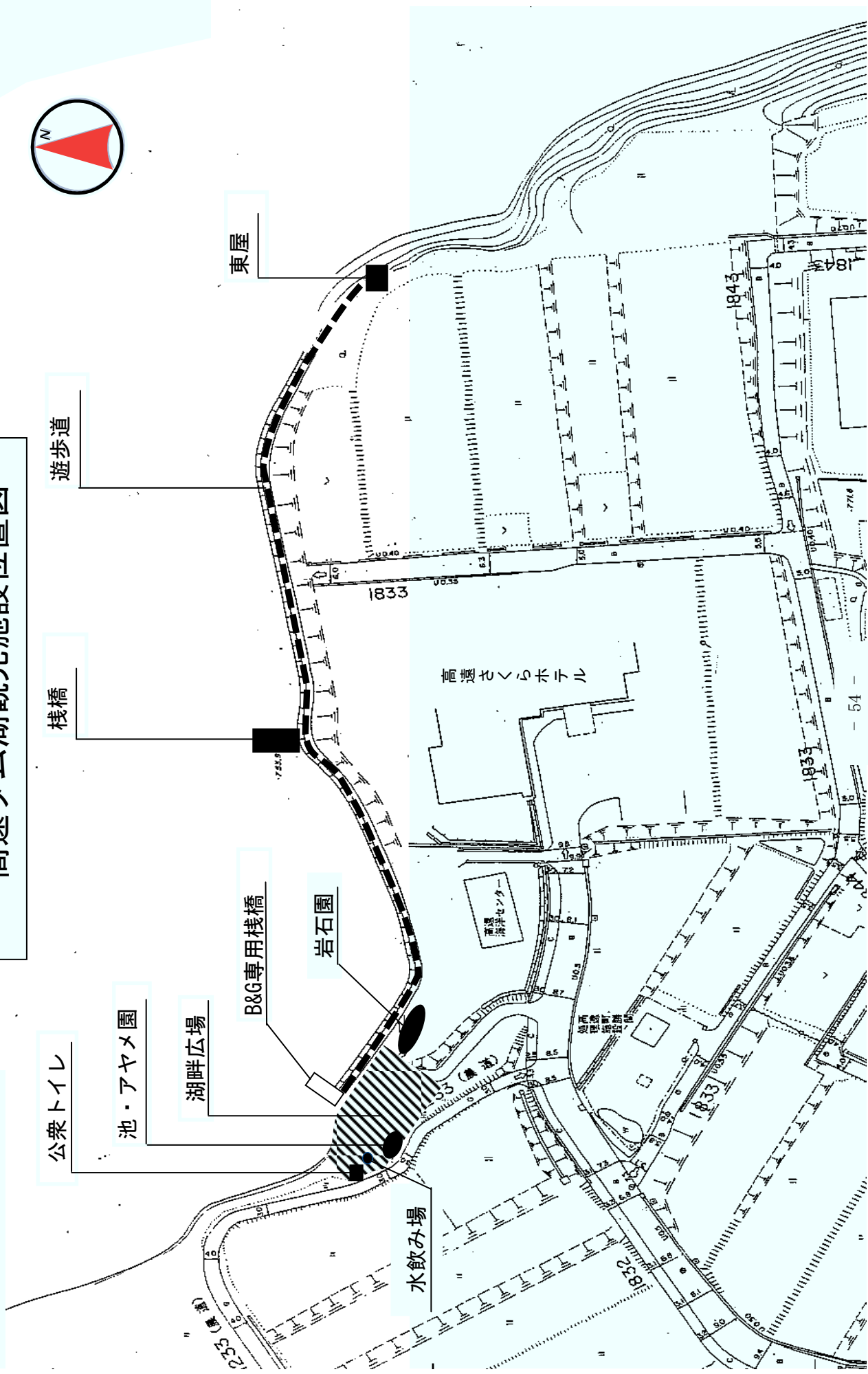
東屋

高遠七くらホテル

高遠観光センター

高遠観光センター

高遠観光センター



議案第17号関係資料

伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																														
<p>(流水占用料等の減免等) 第3条 略</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、公共性の高い事業の用に供するために流水又は土地の占有をする場合であって、特別の理由があると認められるものは、その許可に係る流水占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(流水占用料等の減免等) 第3条 略</p> <p>2 市長は、前項に定めるもののほか、公共性の高い事業の用に供するために流水又は土地の占有をする場合であって、特別の理由があると認められるものは、その許可又は登録に係る流水占用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>3 略</p>																														
<p>(流水占用料等の納付の時期) 第4条 略</p> <p>2 発電に係る流水占用料は、4月から9月までの間の分については7月31日までに、10月から翌年3月までの間の分については翌年の1月31日までに納付しなければならない。ただし、法の規定に基づき占有の許可を受けた日の属する年度に係る分については、次の表の左欄に掲げる占有の許可を受けた日の区分に応じ、同表の中欄に定める流水占用料を同表の右欄に定める日までに納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="933 1120 1428 2145"> <thead> <tr> <th>占有の許可を受けた日</th> <th>納付する流水占用料</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から7月31日まで</td> <td>占有の許可を受けた日の属する月から9月までの間の分</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>8月1日から9月30日まで</td> <td>10月から翌年3月までの間の分</td> <td>翌年1月31日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から翌年1月31日まで</td> <td>占有の許可を受けた日の属する月から翌年3月までの間の分</td> <td>翌年1月31日</td> </tr> <tr> <td>2月1日から3月31日まで</td> <td>占有の許可を受けた日の属する月から3月までの間の分</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	占有の許可を受けた日	納付する流水占用料	納付期限	4月1日から7月31日まで	占有の許可を受けた日の属する月から9月までの間の分	7月31日	8月1日から9月30日まで	10月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日	10月1日から翌年1月31日まで	占有の許可を受けた日の属する月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日	2月1日から3月31日まで	占有の許可を受けた日の属する月から3月までの間の分	3月31日	<p>(流水占用料等の納付の時期) 第4条 略</p> <p>2 発電に係る流水占用料は、4月から9月までの間の分については7月31日までに、10月から翌年3月までの間の分については翌年の1月31日までに納付しなければならない。ただし、年度中途において新たに流水の占有を開始するものについては、次の表の左欄に掲げる占有開始の時期の区分に応じ、同表の中欄に定める流水占用料を同表の右欄に定める日までに納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="933 94 1428 1120"> <thead> <tr> <th>占有開始の時期</th> <th>納付する流水占用料</th> <th>納付期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日から7月31日まで</td> <td>占有開始の月から9月までの間の分</td> <td>7月31日</td> </tr> <tr> <td>8月1日から9月30日まで</td> <td>10月から翌年3月までの間の分</td> <td>翌年1月31日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から翌年1月31日まで</td> <td>占有開始の月から翌年3月までの間の分</td> <td>翌年1月31日</td> </tr> <tr> <td>2月1日から3月31日まで</td> <td>占有開始の月から3月までの間の分</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	占有開始の時期	納付する流水占用料	納付期限	4月1日から7月31日まで	占有開始の月から9月までの間の分	7月31日	8月1日から9月30日まで	10月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日	10月1日から翌年1月31日まで	占有開始の月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日	2月1日から3月31日まで	占有開始の月から3月までの間の分	3月31日
占有の許可を受けた日	納付する流水占用料	納付期限																													
4月1日から7月31日まで	占有の許可を受けた日の属する月から9月までの間の分	7月31日																													
8月1日から9月30日まで	10月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日																													
10月1日から翌年1月31日まで	占有の許可を受けた日の属する月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日																													
2月1日から3月31日まで	占有の許可を受けた日の属する月から3月までの間の分	3月31日																													
占有開始の時期	納付する流水占用料	納付期限																													
4月1日から7月31日まで	占有開始の月から9月までの間の分	7月31日																													
8月1日から9月30日まで	10月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日																													
10月1日から翌年1月31日まで	占有開始の月から翌年3月までの間の分	翌年1月31日																													
2月1日から3月31日まで	占有開始の月から3月までの間の分	3月31日																													
<p>3 準用河川として指定された河川であって、当該指定の際現に伊那市公共物管理条</p>	<p>3 準用河川として指定された河川であって、当該指定の際現に伊那市公共物管理条</p>																														

旧

例（平成18年伊那市条例第143号）の規定に基づく占用等の許可を受けているものに係る流水占用料等については、同条例に基づき占用等の許可を法に基づく占用等の許可とみなし、かつ、当該指定の日が4月1日である場合は、当該指定の日（当該指定の日）にあつたものとみなして、前2項の規定を適用する。

新

例（平成18年伊那市条例第143号）の規定に基づく占用等の許可を受けているものに係る流水占用料等については、同条例に基づき占用等の許可を法に基づく占用等の許可又は登録とみなし、かつ、当該指定の日が4月1日である場合は、当該指定の日（当該指定の日）にあつたものとみなして、前2項の規定を適用する。

【参考】河川法（抜粋）

（流水の占用の許可）

第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。

（流水の占用の登録）

第23条の2 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第26条第1項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

議案第18号関係資料

伊那市体育施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那西運動場</td> <td>伊那市横山6990番地1</td> </tr> <tr> <td>東原スポーツ公園運動場</td> <td>伊那市東春近7000番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p>略 (3)～(11) 略</p>	名称	位置	伊那西運動場	伊那市横山6990番地1	東原スポーツ公園運動場	伊那市東春近7000番地8	<p>(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 運動場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那西運動場</td> <td>伊那市横山6990番地1</td> </tr> <tr> <td>東原スポーツ公園運動場</td> <td>伊那市東春近7000番地8</td> </tr> </tbody> </table> <p>略 (3)～(11) 略</p>	名称	位置	伊那西運動場	伊那市横山6990番地1	東原スポーツ公園運動場	伊那市東春近7000番地8						
名称	位置																		
伊那西運動場	伊那市横山6990番地1																		
東原スポーツ公園運動場	伊那市東春近7000番地8																		
名称	位置																		
伊那西運動場	伊那市横山6990番地1																		
東原スポーツ公園運動場	伊那市東春近7000番地8																		
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那西運動場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで 上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>東原スポーツ公園運動場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前5時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	開場期間	開場時間	伊那西運動場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで 上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで	東原スポーツ公園運動場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後5時まで	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場期間</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那西運動場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで 上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>東原スポーツ公園運動場</td> <td>4月1日から11月30日まで</td> <td>午前5時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	開場期間	開場時間	伊那西運動場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで 上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで	東原スポーツ公園運動場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後5時まで
名称	開場期間	開場時間																	
伊那西運動場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで 上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで																	
東原スポーツ公園運動場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後5時まで																	
名称	開場期間	開場時間																	
伊那西運動場	4月1日から11月30日まで	休日及び日曜日 午前5時から午後5時まで 上記以外の日 午前5時から午後9時30分まで																	
東原スポーツ公園運動場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後5時まで																	

旧

新

別表第2 (第8条関係)
1～4 略

別表第2 (第8条関係)
1～4 略

5. 東原スポーツ公園運動場
(1) 運動場

専用使用	区分	利用料金
	午前8時から正午まで	4,100円
	正午から午後5時まで	5,200円
	午前8時から午後5時まで	8,100円
	1時間につき	1,200円

備考

- 1 利用料金は、1面当たりの金額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

(2) 設備用器具

	区分	利用料金
ベース板	1組につき	300円
ライン引器	1台につき	200円

備考 各設備用器具は、1日又は1回の単位とする。

6 略
7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 略
18 略
19 略

5 略
6 略
7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 略
18 略

旧

19 略
20 略
21 略
22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略

新

20 略
21 略
22 略
23 略
24 略
25 略
26 略
27 略
28 略
29 略

議案第20号関係資料

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新																																																															
運賃の種類及び料金の額																																																																	
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)	運賃の種類及び料金の額																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">運賃</th> <th rowspan="2">有効期間</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市営バス</td> <td>略</td> <td colspan="2">小児運賃相当額。ただし、<u>200</u>円を超える場合は、<u>200</u>円とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p>	名称	種別	運賃		有効期間	大人	小児	伊那市営バス	略	小児運賃相当額。ただし、 <u>200</u> 円を超える場合は、 <u>200</u> 円とする。			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">運賃</th> <th rowspan="2">有効期間</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市営バス</td> <td>略</td> <td colspan="2">小児運賃相当額。ただし、<u>210</u>円を超える場合は、<u>210</u>円とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 略</p>	名称	種別	運賃		有効期間	大人	小児	伊那市営バス	略	小児運賃相当額。ただし、 <u>210</u> 円を超える場合は、 <u>210</u> 円とする。																																										
名称			種別	運賃		有効期間																																																											
	大人	小児																																																															
伊那市営バス	略	小児運賃相当額。ただし、 <u>200</u> 円を超える場合は、 <u>200</u> 円とする。																																																															
名称	種別	運賃		有効期間																																																													
		大人	小児																																																														
伊那市営バス	略	小児運賃相当額。ただし、 <u>210</u> 円を超える場合は、 <u>210</u> 円とする。																																																															
普通旅客運賃表																																																																	
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)	普通旅客運賃表																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">北沢峠</th> <th rowspan="2">歌宿</th> <th colspan="2">戸台大橋</th> <th rowspan="2">仙流荘</th> <th rowspan="2">戸台口</th> </tr> <tr> <th>650</th> <th>950</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>400</td> <td></td> <td></td> <td>300</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>800</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,100</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>戸台口 (戸台大橋経由) 北沢峠間</p> <p>1 基準賃率 <u>49</u>円80銭以内 2 指定停留所 なし</p>	北沢峠	歌宿	戸台大橋		仙流荘	戸台口	650	950		400			300	200					800	400					1,100	900						1,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">北沢峠</th> <th rowspan="2">歌宿</th> <th colspan="2">戸台大橋</th> <th rowspan="2">仙流荘</th> <th rowspan="2">戸台口</th> </tr> <tr> <th>650円</th> <th>960円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>420円</td> <td></td> <td></td> <td>300円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>830円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,130円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 基準賃率 <u>51</u>円20銭以内 2 指定停留所 なし</p>	北沢峠	歌宿	戸台大橋		仙流荘	戸台口	650円	960円		420円			300円	200円					830円	400円					1,130円	930円						1,220円
北沢峠			歌宿	戸台大橋			仙流荘	戸台口																																																									
	650	950																																																															
	400			300	200																																																												
				800	400																																																												
				1,100	900																																																												
					1,200																																																												
北沢峠	歌宿	戸台大橋		仙流荘	戸台口																																																												
		650円	960円																																																														
	420円			300円	200円																																																												
				830円	400円																																																												
				1,130円	930円																																																												
					1,220円																																																												